

大和市監査委員告示第 22 号

令和 5 年 6 月 29 日付け大和市監査委員告示第 19 号をもって公表した市立病院に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 28 日

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市監査委員 古木 邦明

監査の結果	措置の内容
<p>(医事課) 診療費用等の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 妊婦健診令和 5 年 3 月分他 1 件に関するものです。・ 本件につきましては、速やかに、3,900 円の過年度損益修正益の処理を行いました。・ 再発防止のため、医事システムと財務システムを定期的に対照します。また、年度切り替え後に調定変更が生じた場合は、調定担当者から未収金管理担当者へ調定変更の写しを添えて連絡を行うこととし、周知徹底を図ります。